

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年11月26日提出
【計算期間】	第1期特定期間 (自 平成21年3月27日 至 平成21年9月14日)
【ファンド名】	損保ジャパン・グローバルREITファンド
【発行者名】	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 一郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
【事務連絡者氏名】	吉田 雄資
【連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
【電話番号】	03-5290-3423
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して、「損保ジャパン - ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド」および「損保ジャパン」- ＲＥＩＴマザーファンド」（以下それぞれをまたは総称して「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。）受益証券を主要投資対象として積極的な運用を行うことを基本とします。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

社団法人投資信託協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
追加型投信	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産（ ） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 当ファンドの商品分類の定義 >

項目	該当する 商品分類	内容
単位型投信・追加 型投信	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の 信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書又は信託約款において、国内及び海外の資産による投資収 益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	不動産投信	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が 実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券 を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル （日本を含む）	ファミリーファン ド	あり （ ）
一般	年 2 回	日本	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
大型株	年 4 回	北米		
中小型株	年 6 回	欧州		
債券	（隔月） 年12回	アジア		
一般	（毎月）	オセアニア		
公債	日々	中南米		
社債	その他 （ ）	アフリカ		
その他債券		中近東 （中東）		
クレジット属性 （ ）		エマージング		
不動産投信				
その他資産 （投資信託証券 （不動産投 信））				
資産複合 （ ）				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注1）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注2）ファミリーファンドの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

< 当ファンドの属性区分の定義 >

項目	該当する 属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 （投資信託証券 （不動産投信））	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、不動産投信に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年 4 回	目論見書又は信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル （日本を含む）	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファン ド	目論見書又は信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

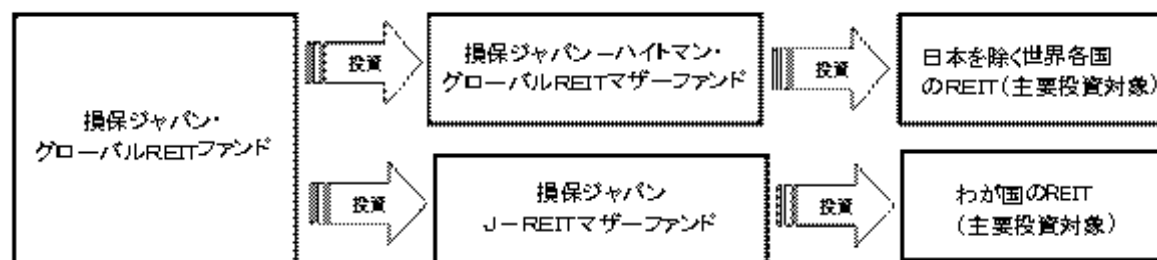
当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<ファンドの特色>

1

「損保ジャパン・ハイトマン・グローバルREITマザーファンド」受益証券および「損保ジャパンJ-REITマザーファンド」受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の取引所に上場または店頭登録されている不動産投資信託証券(REIT、リート)*に投資します。

※不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券(社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券で、上場等の前の新規募集又は売出し、若しくは上場等の後の追加募集又は売出しに係るものを含みます。)



※当ファンド設定時の各マザーファンドの受益証券の組入比率は、以下の基準資産配分比率を目処とします。基準資産配分比率は、市場環境等を総合的に勘案し、今後変更する場合があります。

[基準資産配分比率(平成21年11月26日現在)]

「損保ジャパン・ハイトマン・グローバルREITマザーファンド」…………… 90%

「損保ジャパンJ-REITマザーファンド」…………… 10%

◆REIT(リート)とは

- REITとはReal Estate Investment Trustの略で、社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託及び不動産投資法人をいいます。
- REITは投資家から集めた資金でオフィスビル、商業施設等の複数の不動産に分散投資し、それらの不動産から生じる賃料収入や売却益等を収益源として、投資家に収益を分配します。
- 豪州に上場しているREITは一般的にLPT(Listed Property Trust)と呼ばれることがあります。



2

年4回決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。ただし、第1期および第2期の決算は無分配とします。

※決算は原則3月13日、6月13日、9月13日、12月13日。当該日が休業日の場合は翌営業日とします。

※基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないことがあります。

※当ファンドの基準価額は変動します。投資元本、一定の利回りを保証するものではありません。

3

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※REITの実質組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的にREITの実質組入比率を引き下げる場合があります。

資金動向、市況動向、投資信託財産の規模等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

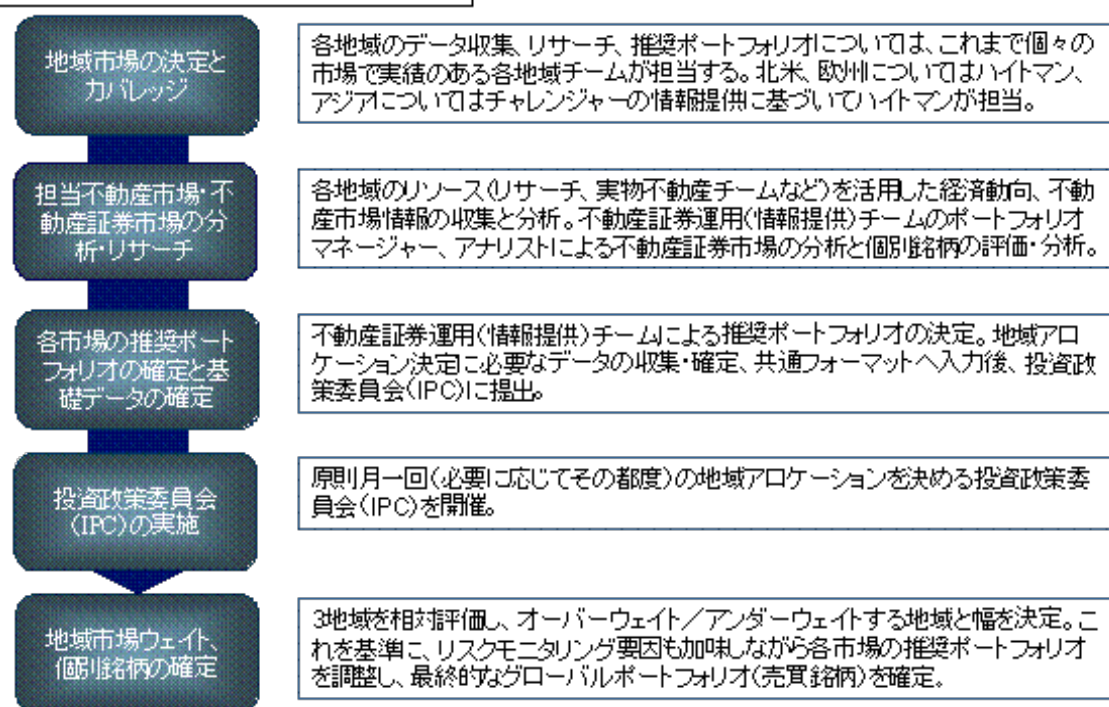
● 損保ジャパン・ハイトマン・グローバルREITマザーファンドの運用プロセス

損保ジャパン・ハイトマン・グローバルREITマザーファンドにおける不動産投資信託証券(REIT)の運用指図に関する権限をHEITMAN REAL ESTATE SECURITIES LLC(ハイトマン・リアルエステート・セキュリティーズ・エルエルシー)に委託します。

基本的コンセプトと投資スタイル

- ・ 国際不動産証券市場に存在する経済、不動産市場、銘柄間の成長性・非効率性を認識し、収益機会を追求します。
- ・ 各地域における実物不動産投資能力を活用した、ボトムアップのアプローチをとります。
- ・ 銘柄選択による付加価値の創造を重視するとともに、地域間のアロケーション効果の獲得も目指します。
- ・ 各銘柄のマネジメント(経営)や不動産ポートフォリオ、不動産市場などの評価に基づき、市場を上回る収益を達成する銘柄に投資します。特に、収益成長性と株価の間に存在する「ミスプライシング」を積極的に追求します。

グローバルポートフォリオ構築プロセス



※上記は平成21年9月末現在。今後、変更されることがあります。

ハイトマン・リアルエステート・セキュリティーズ・エルエルシーについて

ハイトマン・グループ(Heitman LLC)は米国、欧州を中心に不動産関連資産の運用に特化した投資顧問会社です。1966年の設立以来、世界の洗練された投資家のニーズに対応し、実物不動産や不動産証券(リート)、不動産デットへの投資サービスを提供しています。

ハイトマン・リアルエステート・セキュリティーズ・エルエルシー(Heitman Real Estate Securities LLC)は、ハイトマン・グループにおいて不動産証券運用に特化した会社で、1989年の米国リート運用開始以来、不動産関連の長い経験を持つ運用メンバーが、各銘柄のファンダメンタル分析を重視し、銘柄評価、銘柄選定、ポートフォリオマネジメントを行っています。

● 損保ジャパンJ-REITマザーファンドの運用プロセス

東証REIT指数(配当込み)を運用上のベンチマークとし、中長期的にこれを上回る運用成果を目指します。

◆ 東証REIT指数とは

東京証券取引所に上場しているREIT全銘柄を対象にした時価総額加重平均の指数で、終値ベースの指数値(配当込みの指数値を含みます。)が公表されています。なお、東証REIT指数は株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。

1

基本的運用方針

① 相対的に割安に評価されている銘柄を中心に投資します。

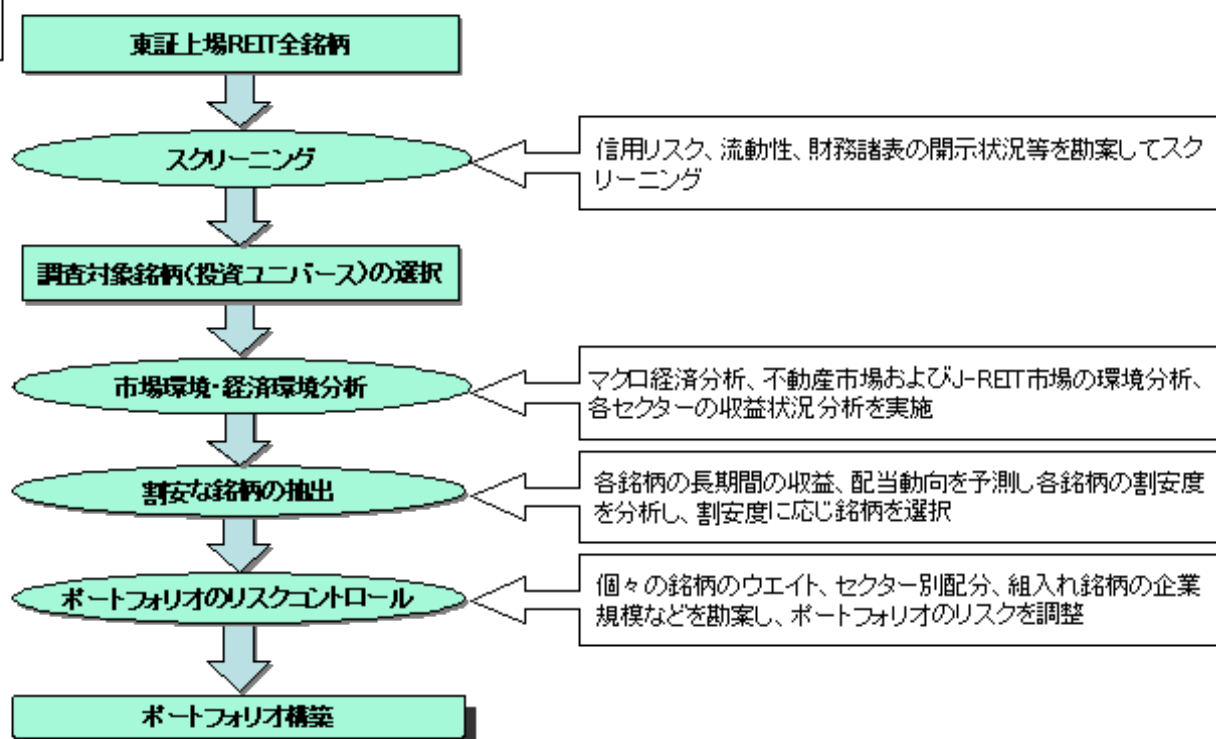
調査対象銘柄群(投資ユニバース)から、当社による投資価値分析に基づき、相対的に割安度の高い銘柄を中心にポートフォリオを構築し、安定的な配当収入の確保と、中長期的な信託財産の成長を目指します。ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄ウェイト、セクター別ウェイト等につき、リスクコントロールを行います。

② 投資価値評価手法を活用します。

割安度の分析については、当社がみずほ信託銀行の助言を受けて構築した投資価値評価手法を活用します。各銘柄の中長期にわたる収益・配当動向を予測し投資価値を評価する手法です。みずほ信託銀行は、高い不動産投資調査能力と豊富な不動産取引経験を有する不動産投資アドバイザーです。

2

ポートフォリオ構築プロセス

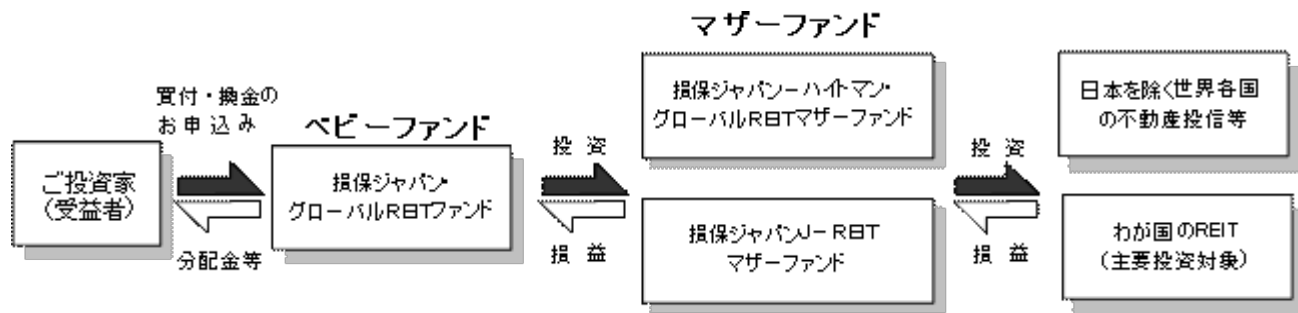


※上記は平成21年9月末現在。今後、変更されることがあります。

（２）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」（「損保ジャパン・グローバルREITファンド」）とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」（「損保ジャパン・ハイトマン・グローバルREITマザーファンド」および「損保ジャパン」-REITマザーファンド）に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。当ファンドは「ベビーファンド」にあたります。



「損保ジャパン・ハイトマン・グローバルREITマザーファンド」および「損保ジャパン」-REITマザーファンド」には、「損保ジャパン・グローバルREITファンド」以外にも当該マザーファンドに投資するファンド（ベビーファンド）があります。また、今後、当該マザーファンドに投資する他のファンドが設定される場合があります。

ファンドの関係法人

- （ ）委託会社または委託者：損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

- （ ）販売会社

委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

- （ ）受託会社または受託者：みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

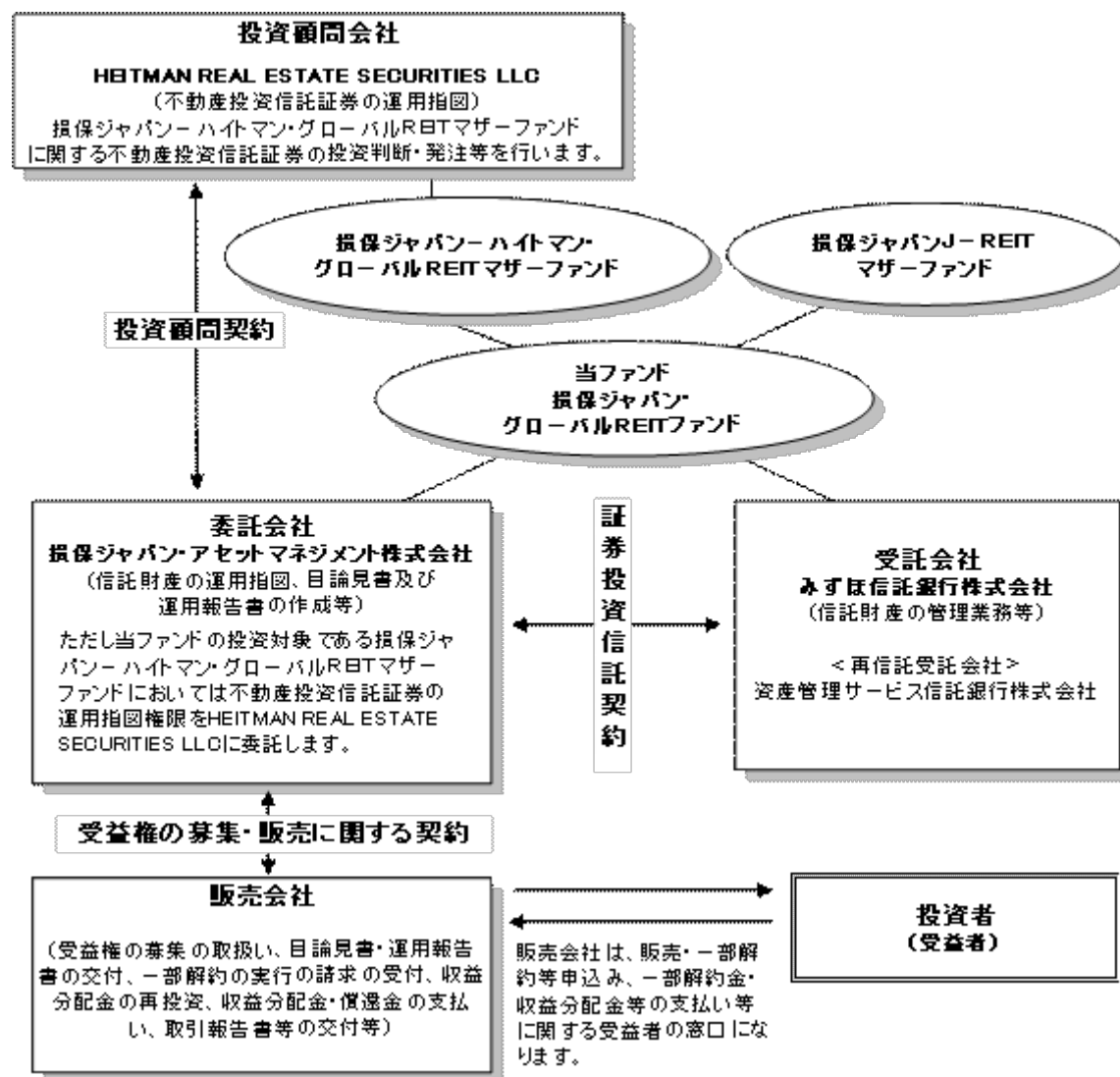
委託会社との証券投資信託契約に基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金および償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

() 投資顧問会社：ハイトマン・リアルエースティーズ・エルエルシー

(HEITMAN REAL ESTATE SECURITIES LLC)（以下「ハイトマン」といいます。）

当ファンドの主要投資対象の1つである「損保ジャパン・ハイトマン・グローバルREITマザーファンド」の投資顧問会社です。ハイトマンは、委託会社との投資一任契約に基づいて、「損保ジャパン・ハイトマン・グローバルREITマザーファンド」に関して、委託会社より、不動産投資信託証券の運用指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

ファンドの関係法人図



委託会社等の概況

() 資本金の額 1,200百万円（平成21年9月末現在）

() 委託会社の沿革

昭和61年	2月25日	安田火災投資顧問株式会社設立
昭和62年	2月20日	投資顧問業の登録
昭和62年	9月9日	投資一任業務の認可取得
平成3年	6月1日	プリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災プリンソン投資顧問株式会社に商号変更
平成10年	1月1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成10年	3月3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年	3月31日	証券投資信託委託業の免許取得

平成14年 7月1日 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更

平成19年 9月30日 金融商品取引業者として登録

()大株主の状況（平成21年9月末現在）

名称	住所（所在地）	所有株式数 （株）	持株比率 （％）
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目 26番1号	6,902	70.0
ザ・ティーシーダブリュー グループ・インク	米国カリフォルニア州 ロサンゼルス市 南フィグエロア通り865番地	2,958	30.0
合 計		9,860	100.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して、積極的な運用を行います。

b. 運用方針

投資対象

「損保ジャパン・ハイトマン・グローバルREITマザーファンド」および「損保ジャパン」- REITマザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

() 損保ジャパン・ハイトマン・グローバルREITマザーファンド及び損保ジャパン」- REITマザーファンドの受益証券への投資を通じて、日本を含む世界の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）に上場または店頭登録されている不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券で、上場等の前の新規募集又は売出し、若しくは上場等の後の追加募集又は売出しに係るものを含みます。以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とし、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

() 不動産投資信託証券の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に不動産投資信託証券の実質組入比率を引き下げることがあります。

() 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

() 資金動向、市況動向、投資信託財産の規模等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンド設定時の各マザーファンドの受益証券の組入比率は、以下の基準資産配分比率を目処とします。基準資産配分比率は、市場環境等を総合的に勘案し、今後変更する場合があります。

[基準資産配分比率（平成21年11月26日現在）]

「損保ジャパン・ハイトマン・グローバルREITマザーファンド」.....90%

「損保ジャパン」- REITマザーファンド」.....10%

（２）【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- （ ）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形
- （ ）次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「損保ジャパン－ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド」および「損保ジャパン」－ＲＥＩＴマザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記１．の証券または証書の性質を有するもの
- ３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- ４．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- ５．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ６．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、前記５．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 １．から４．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

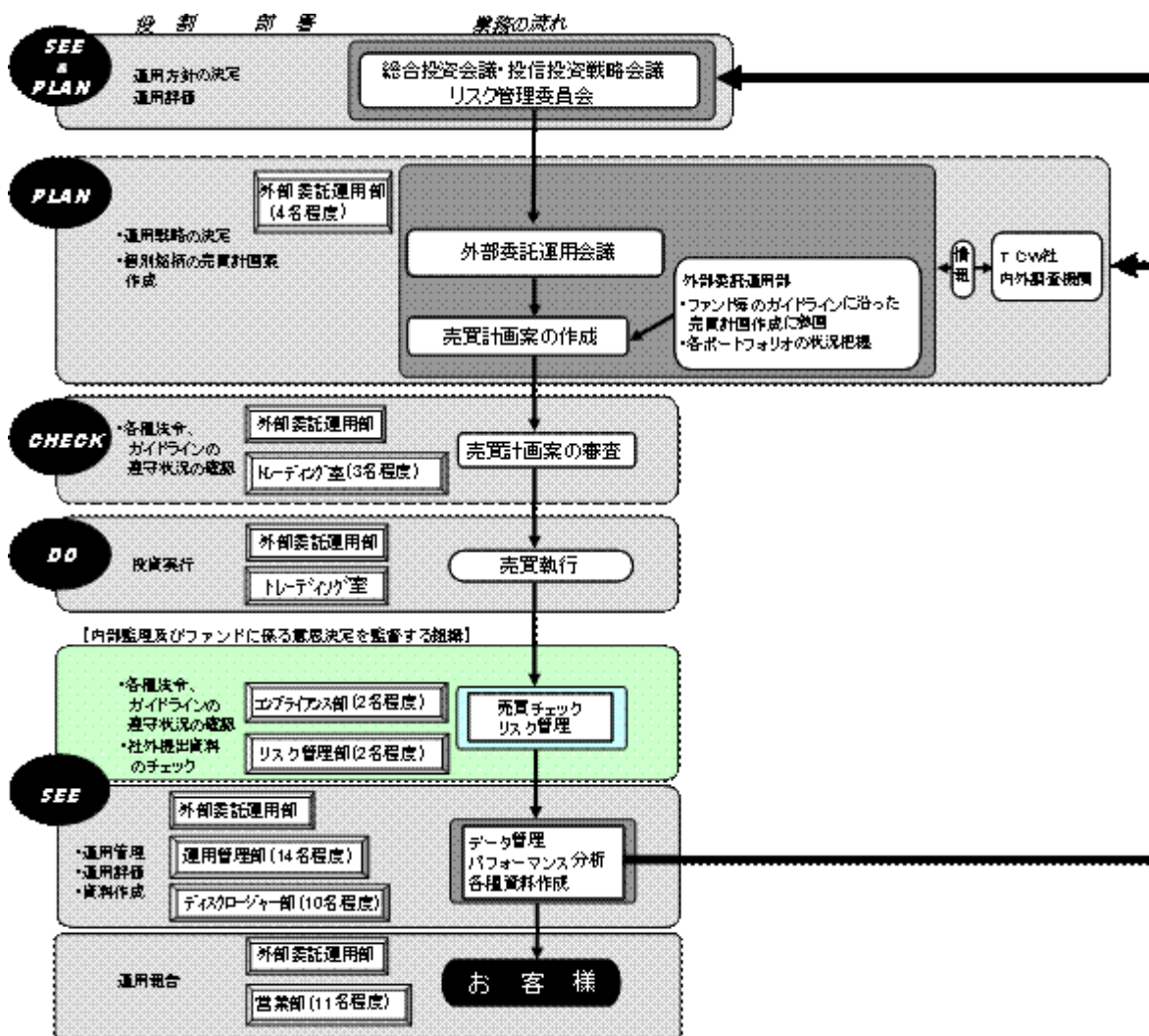
（３）【運用体制】

委託会社の運用体制と社内規程等

当ファンドの基本運用方針については、総合投資会議および投信投資戦略会議で決定され、個別銘柄の選定を含めた投資方針については、外部委託運用会議で決定されます。運用計画の立案、売買執行の指示、キャッシュ・ポジションの管理は、外部委託運用部が行っています。

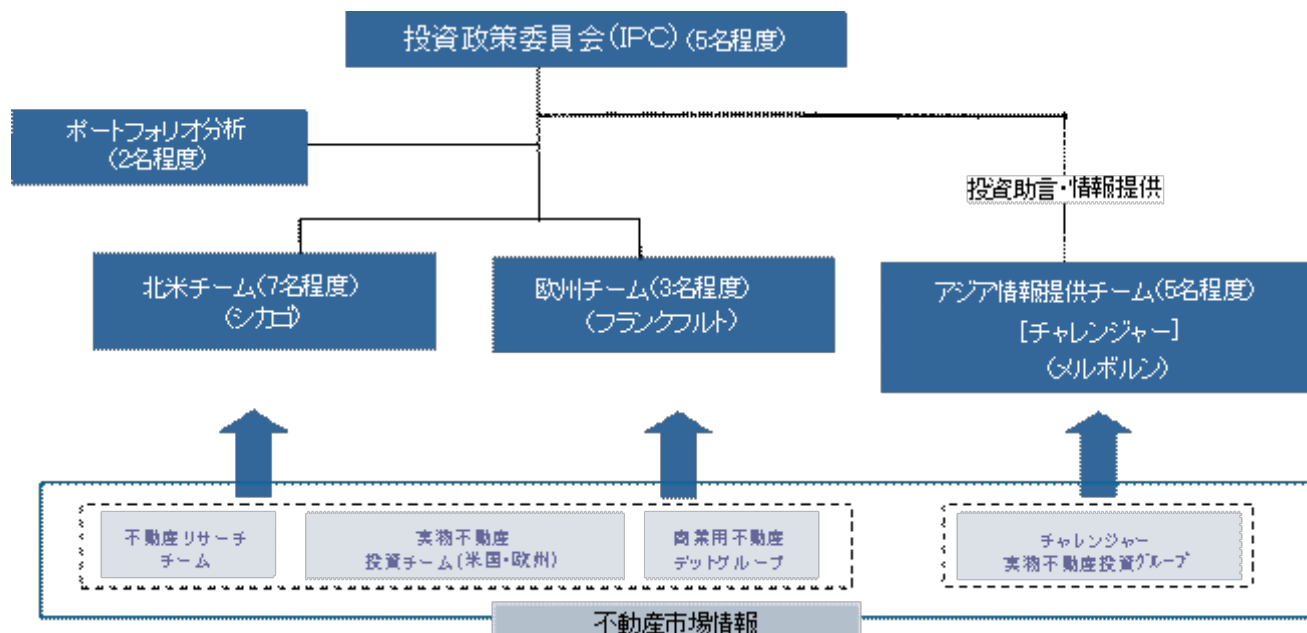
また、社内規程で当ファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や、「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規範」、「コンプライアンス・マニュアル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。

< 委託会社の運用の意思決定プロセス >



（注）上図は、平成21年9月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

当ファンドの主要投資対象の1つである損保ジャパン・ハイトマン・グローバルREITマザーファンドにおけるREITの運用委託先であるハイトマン・リアルエーステート・セキュリティーズ・エルエルシーでは、以下のような体制により運用を行っております。また、マザーファンドの運用においては、独立したコンプライアンスおよびリスク管理体制が敷かれており、運用ガイドラインの遵守に関しては、不動産証券専門のコンプライアンス・オフィサーにより定期的にモニタリングが行われております。



(4) 【分配方針】

分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(5) 【投資制限】

マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の15%を超えないものとします。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有効証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

- () 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- () 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- () 前記()および()の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

3【投資リスク】

当ファンドは値動きのある証券に投資をしますので基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額等に影響を与えると想定される、主なリスク及び留意点は以下のとおりです。ただし、すべてのリスクを網羅したものではありません。

<当ファンドの投資にかかるリスク>

REIT投資のリスク

当ファンドでは、REITを保有します。REIT投資の主要なリスクは「価格変動リスク」、「流動性リスク」、「信用リスク」、「金利変動リスク」です。

「価格変動リスク」とは、REITの価格が、政治・経済情勢、市況等の影響を受けて下落することをいいます。

REITが投資対象とする不動産の価値や当該不動産から得られる収入は、不動産市況、景気動向、金融情勢等の影響を受けて変動し、REITの価格や配当はその影響を受けて変動することがあります。

また、景気動向や不動産市況の影響等による賃料水準や入居率の低下等により、不動産の収益性が悪化し、REITの価格や配当が下落することがあります。

REITが投資対象とする不動産は、人的災害や自然災害等に伴う損害の発生、老朽化、立地環境の変化等の影響を受けることがあり、この場合、REITの価格や配当が下落することがあります。

「流動性リスク」とは、市況等やＲＥＩＴの発行者の財務状態等の影響によるＲＥＩＴの取引量の減少等により、ファンドにとって最適な時期・価格でＲＥＩＴを売却または購入できなかった場合等に損失となったり、値上がり益を得る機会を逸すること等をいいます。ＲＥＩＴの流動性が著しく低下した場合には、実質的に取引停止状態となることや、取引できても価格が大きく乱高下すること等があります。

「信用リスク」とは、ＲＥＩＴの発行者の事業活動や財務状態に不利な事態が生じた場合、経営不安や倒産等に陥った場合、またはそれらに関する外部評価の変化等により当該発行者のＲＥＩＴの価格が下落したり、配当の規模や頻度が減少すること等をいいます（投資資金が回収できなくなる場合もあります。）。ＲＥＩＴが投資対象とする不動産の収益性や資金繰りの悪化等により、ＲＥＩＴの価格が下落する可能性があります。法人形態のＲＥＩＴでは、その運営如何によっては収益や財務体質が著しく悪化し、倒産等することも想定されます。また、Ｊ－ＲＥＩＴについては、スポンサー企業あるいは設立母体企業がＪ－ＲＥＩＴの運営において大きな役割を果たしていることが多いため、スポンサー企業等の財務状況の悪化または破綻した場合等に、Ｊ－ＲＥＩＴの価格が大きく下落することがあります。

「金利変動リスク」とは、市場等における金利の変動によりＲＥＩＴの価格が下落すること等をいいます。

ＲＥＩＴは利回り商品として取引されることがあるため、一般に、市場金利等が上昇した場合は、国債等との相对比较からＲＥＩＴの価格は下落することがあります。また、ＲＥＩＴは資金の借入れを行っていることも多く、金利の上昇局面では金利負担の増大による収益性の悪化から、ＲＥＩＴの価格や配当が下落する可能性があります。

外国証券投資のリスク

外国証券への投資は、国内投資での通常のリスクに加え、特別なリスクを伴います。

例えば、投資対象国・地域の政治・経済情勢の変化、外国為替・外国投資規制、税制の変更、日本と異なる法律制度等があります。

また、金融危機的状況の発生、休日制度や取引慣行の変更等により、売却代金の受け渡しに遅延等が発生した場合等は、当ファンドのポートフォリオの流動性が損なわれ、当ファンドの解約代金の支払い等に影響を与える可能性もあります。

なお、外国証券への投資は、売買コストや証券保管のためのカストディコスト等が余計にかかるため、国内の証券への投資よりも高コストになる場合もあります。

為替変動リスク

当ファンドでは、外貨建資産を主要な投資対象とします。したがって、当ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需要、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他様々な国際的要因等により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策等によっても変動する可能性があります。

なお、当ファンドでは外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済情勢の急変または投資対象国における天災地変、政変、戦争または政策の変更等の諸事情により閉鎖されること等があります。また、金融危機的状況が発生した場合等には、市場が機能不全に陥り、十分な流動性の下で売買を行うことができない場合や、実質的な取引停止状態となることもあります。これらにより当ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落や、申込み・解約の受付中止等につながる場合があります。

ＲＥＩＴ制度等に関するリスク

ＲＥＩＴに関する法令、税制、会計制度等に変更があった場合、ＲＥＩＴの価格や配当に影響を与える可能性があります。また、ＲＥＩＴが保有する不動産に関する規制等（建築規制、環境規制等）に変更があった場合、ＲＥＩＴの価格や配当に影響を与える可能性があります。

コール・ローン等の相手先に関するリスク

ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

<その他の留意点>

ファミリーファンド方式に関わる留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

当ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

販売会社に関わる留意点

販売会社より委託会社に対してお申込金額の払込が実際になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは販売会社を通じて行われます。委託会社はそれぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。委託会社は、販売会社（販売会社の取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

お申込み、ご換金に関わる留意点

<お申込時>

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、販売会社は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みを保留または取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

<ご換金時>

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を保留または取り消すことがあります。

その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。

投資対象資産またはマザーファンドの組入割合に関わる留意点

当ファンドにおいて短期間に大量の追加設定や解約が発生した場合、市況の急激な変動が予想される場合、分配金あるいは償還金の準備をする必要がある場合又は、信託財産の規模によっては、投資対象資産またはマザーファンドの組入割合が低下する場合があります。

ご解約に伴う売却価格に関わる留意点

ご解約のお申込みがあった場合、解約資金を手当てするために、投資対象資産を売却する必要がある場合があります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押し下げることがあります。また、金融

危機的状況等により市場の流動性が著しく低下している場合等にも、当初期待した価格では売却できない場合があります、結果として基準価額が下落する要因となります。

運用に関わる留意点

市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

<当ファンドのリスク管理体制>

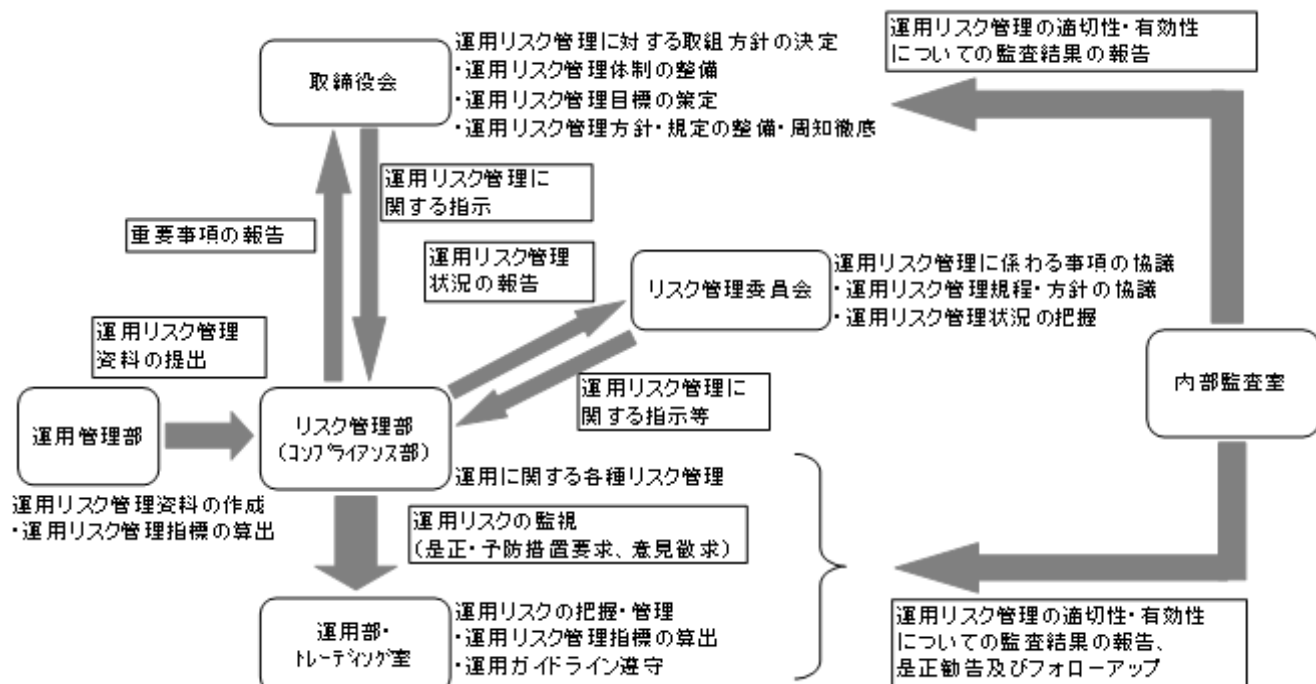
（損保ジャパン・ハイトマン・グローバルREITマザーファンドのリスク管理体制）

総合投資会議および投信投資戦略会議で決定された基本運用方針および投資戦略会議で決定された投資方針に基づき、各運用資産グループにおいて運用計画を立案します。その運用計画に基づく売買の執行は、完全に独立した部署であるトレーディング室で行われます。売買の執行状況に関しては、コンプライアンス部及びリスク管理部で法令、各種規則・ガイドライン等の遵守状況が検証されています。ファンドのリスク要因の分析・検証は、毎月開催される投信運用会議で行われるとともに、リスク管理部にて検証の上、その結果はリスク管理委員会へ報告されることになっています。また、四半期毎に開催される投信投資戦略会議では、各ファンドの前四半期の運用状況に関する評価が行われます。

損保ジャパン・ハイトマン・グローバルREITマザーファンドにおけるグローバル・リート証券の運用委託先であるハイトマン・リアルエース・セキュリティーズ・エルエルシーには、独立したコンプライアンスおよびリスク管理体制が敷かれています。運用ガイドラインの遵守に関しては、不動産証券専門のコンプライアンス・オフィサーにより定期的にモニタリングが行われています。コンプライアンス・オフィサーは、投資ガイドラインその他に記載された内容、投資規制を理解したうえで、システム入力可能な内容については、売買発注システム等で当該口座の運用制約を事前に設定し、日々モニタリングしています。また、必要に応じ、ポートフォリオマネージャー、トレーダーに注意の喚起、勧告を行うと同時に、ハイトマン全社のコンプライアンスを担当するチーフ・コンプライアンス・オフィサーに報告する責務を負っています。

リスク管理については、運用部内の2名程度のポートフォリオ・アナリストが銘柄組入比率や地域別組入比率等のポートフォリオ情報をモニタリングしており、この情報は毎週ポートフォリオマネージャーに報告されています。

（損保ジャパンJ - REITマザーファンドのリスク管理体制）



（参考）「損保ジャパン・ハイトマン・グローバルREITマザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。）に上場または店頭登録されている不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券で、上場等の前の新規募集又は売出し、若しくは上場等の後の追加募集又は売出しに係るものを含みます。以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本を除く世界各国の取引所に上場または店頭登録されている不動産投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して、積極的な運用を行います。

S&P Developed REIT Index (ex Japan)を運用上のベンチマークとし、同インデックスを上回る運用成果を目指します。

運用にあたっては、不動産投資信託証券の運用指図に関する権限をHEITMAN REAL ESTATE SECURITIES LLCに委託します。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に不動産投資信託証券の組入比率を引き下げることがあります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向、投資信託財産の規模等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の15%を超えないものとします。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（参考）「損保ジャパン」- REITマザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。）に上場または店頭登録されている不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券で、上場等の前の新規募集又は売出し、若しくは上場等の後の追加募集又は売出しに係るものを含みます。以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託証券（REIT）を主要投資対象とします。

東証REIT指数（配当込み）を運用上のベンチマークとし、同インデックスを上回る運用成果を目指します。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に不動産投資信託証券の組入比率を引き下げる場合があります。

資金動向、市況動向その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資環境によっては、防衛的な観点から運用者の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

(3) 投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

デリバティブの直接利用は行いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

< 申込み時に受益者が負担する費用・税金 >

時期	項目	費用・税金
申込み時	申込手数料及び消費税等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた申込金額に3.15%（税抜 3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- 1 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上 1 万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。
- 2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。
- 3 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期	項目	費用
解約請求時	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%

（３）【信託報酬等】

< 信託財産で間接的に負担する（信託財産中から支弁される）費用・税金 >

時期	項目		費用・税金		
毎日	信託報酬	信託報酬の総額	純資産総額に対し 年率 1.51725%（税抜1.445%）		
		信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社	受託会社
			年率0.91665% （税抜0.873%）	年率0.51975% （税抜0.495%）	年率0.08085% （税抜0.077%）

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.51725%（税抜1.445%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前記の表のとおりです（下記 のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

委託会社の報酬には、ハイトマン・リアルエステート・セキュリティーズ・エルエルシーへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、当ファンドの信託財産に属する損保ジャパン・ハイトマン・グローバル R E I T マザーファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.60%を乗じて得た額とします。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理に要する諸費用のうち監査費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、実際の費用額（年間26.25万円（税抜25万円））を上限として、純資産総額に定率（年0.00735％（税抜0.0070％））を乗じて日々計算し、各計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。なお、上限金額については、現在年間26.25万円（税抜25万円）としますが、今後、監査費用の変動に伴い変動する可能性があります。

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10％（所得税7％および地方税3％）の税率が適用されます。

上記の税率は、平成24年1月1日以降は20％（所得税15％および地方税5％）となる予定です。

< 一部解約時および償還時 >

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、10％（所得税7％および地方税3％）の税率が適用されます。

上記の税率は、平成24年1月1日以降は20％（所得税15％および地方税5％）となる予定です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7％（所得税7％）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記の税率は、平成24年1月1日以降は15％（所得税15％）となる予定です。

（注１）個別元本について

- ・ 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・ 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記< 収益分配金の課税について > をご参照ください。）

（注２）収益分配金の課税について

- ・ 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年10月9日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,361,311	98.54
現金及びその他の資産（負債控除後）		20,227	1.46
合計(純資産総額)		1,381,538	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

<参考>

上記表における「親投資信託受益証券」は、全て「損保ジャパン」- R E I Tマザーファンド」「損保ジャパン - ハイトマン・グローバル R E I Tマザーファンド」の受益証券であります。同マザーファンドの全体の投資状況は以下のとおりです。

損保ジャパン - R E I Tマザーファンド

平成21年10月9日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	337,280,800	96.41
現金及びその他の資産（負債控除後）		12,552,490	3.59
合計(純資産総額)		349,833,290	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

損保ジャパン - ハイトマン・グローバル R E I Tマザーファンド

平成21年10月9日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	338,691,530	50.99
	オーストラリア	112,497,695	16.94
	フランス	60,567,623	9.12
	イギリス	55,098,699	8.30
	シンガポール	27,383,464	4.12
	オランダ	17,045,338	2.57
	カナダ	12,057,183	1.82
	香港	10,210,745	1.54
	ベルギー	6,391,772	0.96
	ニュージーランド	3,381,542	0.51
	ギリシャ	2,611,788	0.39
小計		645,937,379	97.25
現金及びその他の資産（負債控除後）		18,282,849	2.75
合計(純資産総額)		664,220,228	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）時価合計（円）については、平成21年10月9日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（２）【投資資産】**【投資有価証券の主要銘柄】****a．評価額上位30銘柄**

当ファンドは、平成21年10月9日現在、2銘柄の親投資信託を保有しており、以下の通りです。

平成21年10月9日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	保有数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	評価損益 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパン・ハイト マン・グローバルRE ITマザーファンド	2,569,649	0.4682	1,203,110	0.4792	1,231,375	28,265	89.13
日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパンJ-REIT マザーファンド	184,385	0.7360	135,716	0.7047	129,936	5,780	9.41

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b．種類別投資比率

平成21年10月9日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.54
合計	98.54

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考> 損保ジャパン J - R E I T マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

a．評価額上位 30 銘柄

平成21年10月9日現在

順位	市場	銘柄名	種類	業種	保有数量 (株)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	東証一部	日本ビルファンド	投資証券	その他	70	761,854	53,329,788	779,000	54,530,000	15.59
2	東証一部	ジャパンリアルエステイト	投資証券	その他	58	672,032	38,977,854	720,000	41,760,000	11.94
3	東証一部	野村不動産オフィスF	投資証券	その他	33	521,389	17,205,835	573,000	18,909,000	5.41
4	東証一部	日本リテールファンド	投資証券	その他	42	397,000	16,674,000	450,000	18,900,000	5.40
5	東証一部	オリックス不動産投資	投資証券	その他	34	381,830	12,982,214	424,000	14,416,000	4.12
6	東証一部	ユナイテッドアーバン投資	投資証券	その他	25	431,535	10,788,386	523,000	13,075,000	3.74
7	東証一部	日本プライムリアルティ	投資証券	その他	62	170,600	10,577,200	210,000	13,020,000	3.72
8	東証一部	グローバル・ワン不動産	投資証券	その他	20	597,809	11,956,189	631,000	12,620,000	3.61
9	東証一部	D A オフィス投資法人	投資証券	その他	45	271,015	12,195,665	280,000	12,600,000	3.60
10	東証一部	森トラスト総合リート	投資証券	その他	17	704,507	11,976,624	709,000	12,053,000	3.45
11	東証一部	フロンティア不動産投資	投資証券	その他	18	502,244	9,040,389	640,000	11,520,000	3.29
12	東証一部	東急リアル・エステート	投資証券	その他	24	443,328	10,639,876	463,000	11,112,000	3.18
13	東証一部	日本アコモデーションファンド	投資証券	その他	19	426,420	8,101,988	509,000	9,671,000	2.76
14	東証一部	福岡リート	投資証券	その他	16	382,625	6,121,993	525,000	8,400,000	2.40
15	東証一部	日本ロジスティクスF	投資証券	その他	12	575,563	6,906,760	694,000	8,328,000	2.38
16	東証一部	アドバンス・レジ投資	投資証券	その他	21	335,871	7,053,295	389,000	8,169,000	2.34
17	東証一部	ジャパンエクセレント投資	投資証券	その他	17	375,048	6,375,818	462,000	7,854,000	2.25
18	東証一部	プレミアム投資法人	投資証券	その他	20	323,215	6,464,300	388,000	7,760,000	2.22
19	東証一部	森ヒルズリート	投資証券	その他	25	304,194	7,604,856	305,000	7,625,000	2.18
20	東証一部	ケネディクス不動産	投資証券	その他	22	339,212	7,462,660	328,000	7,216,000	2.06
21	東証一部	ジャパン・ホテル&リゾート	投資証券	その他	52	139,142	7,235,370	128,500	6,682,000	1.91
22	東証一部	トップリート	投資証券	その他	15	350,000	5,250,000	430,000	6,450,000	1.84
23	東証一部	阪急リート	投資証券	その他	13	425,353	5,529,585	422,000	5,486,000	1.57
24	東証一部	野村不レジデンシャル	投資証券	その他	12	388,000	4,656,000	441,000	5,292,000	1.51
25	東証一部	ラサールJP投資法人	投資証券	その他	31	120,198	3,726,140	133,500	4,138,500	1.18
26	東証一部	産業ファンド投資法人	投資証券	その他	14	254,917	3,568,843	263,300	3,686,200	1.05
27	東証一部	M I D リート	投資証券	その他	17	196,000	3,332,000	204,300	3,473,100	0.99
28	東証一部	ビ・ライフ投資法人	投資証券	その他	5	265,484	1,327,420	507,000	2,535,000	0.72

(注1) 評価額組入上位 30 銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

b．種類別投資比率

平成21年10月9日現在

資産の種類	投資比率 (%)
投資証券	96.41
合計	96.41

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

<参考> 損保ジャパン・ハイトマン・グローバルREITマザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位30銘柄

平成21年10月9日現在

順位	種類	通貨	国/地域	銘柄名	業種	保有数量 (株)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	投資証券	オーストラリア・ドル	オーストラリア	WESTFIELD GROUP	その他	46,000	783	36,027,862	1,089	50,075,922	7.54
2	投資証券	ユーロ	フランス	UNIBAIL-RODAMCO SE	その他	2,047	13,728	28,102,038	19,242	39,388,087	5.93
3	投資証券	アメリカ・ドル	アメリカ	SIMON PROPERTY GROUP INC	その他	5,726	3,464	19,836,607	6,116	35,019,387	5.27
4	投資証券	アメリカ・ドル	アメリカ	PUBLIC STORAGE	その他	3,305	5,541	18,311,751	6,409	21,181,290	3.19
5	投資証券	アメリカ・ドル	アメリカ	HEALTH CARE REIT INC	その他	5,450	3,080	16,786,820	3,814	20,788,580	3.13
6	投資証券	アメリカ・ドル	アメリカ	DIGITAL REALTY TRUST INC	その他	4,725	3,110	14,695,698	4,067	19,218,795	2.89
7	投資証券	イギリス・ポンド	イギリス	LAND SECURITIES GROUP PLC	その他	20,300	695	14,110,711	894	18,143,089	2.73
8	投資証券	ユーロ	オランダ	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	その他	4,400	3,762	16,554,563	3,874	17,045,338	2.57
9	投資証券	アメリカ・ドル	アメリカ	FEDERAL REALTY INVS TRUST	その他	2,900	4,704	13,642,009	5,426	15,735,275	2.37
10	投資証券	アメリカ・ドル	アメリカ	CORPORATE OFFICE PROPERTIES	その他	4,700	2,753	12,937,990	3,293	15,478,139	2.33
11	投資証券	アメリカ・ドル	アメリカ	AVALONBAY COMMUNITIES INC	その他	2,370	4,503	10,671,903	6,506	15,418,375	2.32
12	投資証券	オーストラリア・ドル	オーストラリア	CFS RETAIL PROPERTY TRUST	その他	95,300	129	12,270,732	161	15,389,368	2.32
13	投資証券	オーストラリア・ドル	オーストラリア	DEXUS PROPERTY GROUP	その他	209,500	57	11,905,728	65	13,717,452	2.07
14	投資証券	アメリカ・ドル	アメリカ	VENTAS INC	その他	3,800	2,477	9,412,408	3,408	12,949,489	1.95
15	投資証券	ユーロ	フランス	GECINA SA	その他	1,144	10,148	11,609,631	10,820	12,378,106	1.86
16	投資証券	アメリカ・ドル	アメリカ	PROLOGIS	その他	11,500	790	9,085,346	1,033	11,875,219	1.79
17	投資証券	アメリカ・ドル	アメリカ	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	その他	2,900	3,413	9,896,272	4,029	11,684,942	1.76
18	投資証券	アメリカ・ドル	アメリカ	BOSTON PROPERTIES INC	その他	1,975	4,380	8,649,520	5,734	11,324,765	1.70
19	投資証券	アメリカ・ドル	アメリカ	HCP INC	その他	4,435	1,761	7,809,742	2,544	11,281,902	1.70
20	投資証券	イギリス・ポンド	イギリス	HAMMERSON PLC	その他	19,700	400	7,886,912	572	11,268,378	1.70
21	投資証券	アメリカ・ドル	アメリカ	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	その他	4,700	1,771	8,324,815	2,349	11,042,102	1.66
22	投資証券	オーストラリア・ドル	オーストラリア	GPT GROUP	その他	199,600	40	7,924,895	55	10,984,567	1.65
23	投資証券	オーストラリア・ドル	オーストラリア	STOCKLAND	その他	32,520	231	7,515,700	328	10,659,640	1.60
24	投資証券	アメリカ・ドル	アメリカ	TANGER FACTORY OUTLET CENTER	その他	3,100	2,939	9,109,795	3,291	10,203,480	1.54
25	投資証券	アメリカ・ドル	アメリカ	NATIONAL RETAIL PROPERTIES	その他	5,400	1,479	7,984,651	1,847	9,972,893	1.50
26	投資証券	ユーロ	フランス	SILIC	その他	750	8,166	6,124,141	11,735	8,801,430	1.33
27	投資証券	イギリス・ポンド	イギリス	BRITISH LAND CO PLC	その他	12,800	548	7,014,501	680	8,708,968	1.31
28	投資証券	イギリス・ポンド	イギリス	DERWENT LONDON PLC	その他	4,800	1,284	6,161,878	1,782	8,552,637	1.29
29	投資証券	シンガポール・ドル	シンガポール	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	その他	70,833	79	5,612,714	120	8,503,983	1.28
30	投資証券	香港・ドル	香港	LINK REIT	その他	42,700	172	7,349,485	198	8,465,617	1.27

(注1) 外貨建証券の評価金額は、平成21年10月9日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注2) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注3) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

b. 種類別投資比率

平成21年10月9日現在

資産の種類	投資比率（％）
投資証券	97.25
合計	97.25

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年10月9日及び同日前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	1万口当たり純資産額		ファンドの純資産総額	
	分配落ち （円）	分配付き （円）	分配落ち（円）	分配付き（円）
第1期末（平成21年6月15日）	12,186	12,186	1,218,648	1,218,648
第2期末（平成21年9月14日）	13,599	13,599	1,359,880	1,359,880
平成21年3月末	9,173	-	917,303	-
4月末	11,302	-	1,130,231	-
5月末	11,451	-	1,145,135	-
6月末	11,687	-	1,168,665	-
7月末	12,658	-	1,265,806	-
8月末	13,634	-	1,363,393	-
9月末	14,014	-	1,401,422	-
10月9日	13,815	-	1,381,538	-

【分配の推移】

期間		1万口当たりの分配金（円）
第1期	自 平成21年3月27日 至 平成21年6月15日	0
第2期	自 平成21年6月16日 至 平成21年9月14日	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	21.86
第2期	11.60

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成21年3月27日 信託契約締結、設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。

ただし、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかの取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。

お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。（わが国の取引所の半休日などは、受付時間を午前11時までとさせていただきます場合がありますのでご注意ください。また、受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

なお、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、販売会社は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みを保留または取り消すことができます。

(2) 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設します。当ファンドには、分配金を受け取る「一般コース」と、分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、当ファンドの取得申込みの際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」のいずれかをお選びいただくことになります。

販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。

(3) 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日における基準価額とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社（損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社、ホームページ：<http://www.sjam.co.jp/>、電話03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

(4) お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた申込金額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

申込手数料率の詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。

(5) お申込単位は、最低単位を1円単位または1口単位として、販売会社が定める単位です。

申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかの取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合は、解約請求を受付けないものとします。一部解約の受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（わが国の取引所の半休日などは受付時間を午前11時までとさせていただく場合がありますのでご注意ください。）
- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1円単位または1口単位として、販売会社が定める単位をもって委託会社に一部解約の実行を請求することができます。
一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (3) 一部解約の価額は、当該解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。なお、委託会社の自らの募集に係る受益権の一部解約の代金の支払いは委託会社で行われます。解約に係る手数料はありません。

信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4.手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

- (4) 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を保留または取り消すことができます。その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。
- (5) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

・お電話によるお問い合わせ（委託会社）

電話番号 03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

・委託会社のホームページ <http://www.sjam.co.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

平成26年3月26日までとします。ただし、この信託期間中に信託約款第40条第1項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月14日から6月13日、6月14日から9月13日、9月14日から12月13日および12月14日から翌年3月13日までとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（5）【その他】

信託契約の解約

- （ ）委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官

庁に届け出ます。

- () 委託会社は、前記()の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- () 前記()の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下()において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 前記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- () 前記()から()までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記()から()までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- () 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第41条の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- () 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- () 前記()の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第41条2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- () 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- () 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第41条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- () 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- () 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託

及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本（ ）から（ ）までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- () 委託会社は、前記()の事項（前記()の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 前記()の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下()において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 前記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 前記()から()までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 前記()から()までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用に係る報告等開示方法

委託会社は、金融商品取引法の規定に基づき、当ファンドの計算期間が6ヵ月未満であるため計算期間開始6ヵ月経過毎（原則として、毎年3月14日から9月13日及び9月14日から翌年3月13日まで）に有価証券報告書を作成します。また、委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき計算期間開始6ヵ月経過毎（原則として、毎年3月14日から9月13日及び9月14日から翌年3月13日まで）に運用報告書を作成し、かつ知れている受益者に交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

募集・販売契約の変更

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

投資顧問契約

委託会社と当ファンドのマザーファンドの1つである「損保ジャパン・ハイトマン・グローバルREITマザーファンド」の投資顧問会社である、ハイトマン・リアルエスレート・セキュリティーズ・エルエルシーとの間の投資一任契約には期限の定めがありません。投資一任契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資一任契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。なお、投資顧問会社に異動があれば、委託会社は、訂正届出書及び臨時報告書を提出します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。ただし、委託会社自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金の支払いは委託会社において行います。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。償還金は、償還日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは委託会社において行うものとし、

償還金の請求権は、支払開始日から１０年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を１円単位または１口単位として販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求する権利を有しています。なお、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかの取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合は、解約請求を受付けないものとします。

受付は原則として午後３時（わが国の取引所の半休日の場合などは午前１１時）までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

（４）帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

（５）反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、平成21年3月27日から平成21年9月14日までの財務諸表については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。
また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、平成21年3月27日から平成21年9月14日までの財務諸表については内閣府令第35号附則第16条第2項により、内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しております。
なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成21年3月27日から平成21年9月14日までの財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

損保ジャパン・グローバルREITファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

当期 (平成21年9月14日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	26,332
親投資信託受益証券	1,338,218
流動資産合計	1,364,550
資産合計	1,364,550
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	229
未払委託者報酬	4,441
流動負債合計	4,670
負債合計	4,670
純資産の部	
元本等	
元本	1,000,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	359,880
純資産合計	1,359,880
負債純資産合計	1,364,550

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当期 自 平成21年 3 月27日 至 平成21年 9 月14日
営業収益	
有価証券売買等損益	368,218
営業収益合計	368,218
営業費用	
受託者報酬	394
委託者報酬	7,943
その他費用	1
営業費用合計	8,338
営業利益	359,880
経常利益	359,880
当期純利益	359,880
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	359,880

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期 自 平成21年 3 月27日 至 平成21年 9 月14日
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価して おります。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当計算期間は期末が休日のため平成21年 3 月27日から平 成21年 9 月14日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	当期 (平成21年 9 月14日現在)
1. 計算期間末日における受益権の 総数	1,000,000口
2. 計算期間の末日における 1 単位 当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額 1.3599円 (1 万口当たり純資産額 13,599円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期 自 平成21年 3 月27日 至 平成21年 9 月14日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	2,885円
2. 分配金の計算過程 平成21年 3 月27日から平成21年 6 月15日に至る計算期間末は、約款の規定に基づき分配は行っておりません。 平成21年 6 月16日から平成21年 9 月14日に至る計算期間末は、約款の規定に基づき分配は行っておりません。	

(関連当事者との取引に関する注記)

当期 (平成21年 9 月14日現在)
該当事項はございません。

（その他の注記）

	当期 自 平成21年 3 月27日 至 平成21年 9 月14日
信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元 本額及び期中解約元本額	
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	- 円
期中解約元本額	- 円

（有価証券関係）

当期（自平成21年 3 月27日 至平成21年 9 月14日）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,338,218	143,810
合計	1,338,218	143,810

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（ ）株式

該当事項はございません。

（ ）株式以外の有価証券

次表の通りです。

平成21年 9 月14日現在

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	損保ジャパン - ハイトマン・グ ローバルREITマザーファンド	2,589,710	1,212,502	-
親投資信託受益証券	損保ジャパンJ-REITマザー ファンド	170,509	125,716	-
合計	-	2,760,219	1,338,218	-

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

< 参考 >

当ファンドは「損保ジャパン」- R E I Tマザーファンド」「損保ジャパン - ハイトマン・グローバル R E I Tマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次のとおりです。

* なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

損保ジャパン」- R E I Tマザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

区分	(平成21年9月14日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	7,390,186
投資証券	354,787,000
未収配当金	6,007,676
流動資産合計	368,184,862
資産合計	368,184,862
負債の部	
流動負債	
該当事項なし	-
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	499,366,261
剰余金	
欠損金	131,181,399
純資産合計	368,184,862
負債・純資産合計	368,184,862

「損保ジャパン」- R E I Tマザーファンド」は、平成20年1月29日に信託契約を締結し、平成22年5月21日に第3期決算を行います。上の表は、平成21年9月14日現在における同マザーファンドの状況です。（同マザーファンドの計算期間は「損保ジャパン・グローバル R E I Tファンド」の計算期間とは異なります。）

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成21年 3 月27日 至 平成21年 9 月14日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当計算期間は期末が休日のため平成21年 3 月27日から平成21年 9 月14日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	(平成21年 9 月14日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	499,366,261口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6 第10号に規定する額	元本の欠損 131,181,399円
3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額 0.7373円 (1 万口当たり純資産額 7,373円)

(関連当事者との取引に関する注記)

(平成21年 9 月14日現在)
該当事項はございません。

（その他の注記）

	自 平成21年 3 月27日 至 平成21年 9 月14日
開示対象ファンドの期首における当該マザーファンドの元本額	503,462,080円
同期中における追加設定元本額	14,427,727円
同期中における解約元本額	18,523,546円
同期末における元本の内訳*	
ファンド名	
損保ジャパン J - R E I T ファンド(毎月分配型)	499,195,752円
損保ジャパン・グローバル R E I T ファンド	170,509円
（合計）	499,366,261円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券関係）

（自平成21年 3 月27日 至平成21年 9 月14日）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
投資証券	354,787,000	50,870,224
合計	354,787,000	50,870,224

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

() 株式

該当事項はございません。

() 株式以外の有価証券

次表の通りです。

平成21年9月14日現在

種類	通貨	銘柄	口数	評価単価	評価金額(円)	備考
投資証券	円	日本アコモデーションファンド	19	515,000	9,785,000	-
		M I D リート	17	203,000	3,451,000	-
		森ヒルズリート	25	354,000	8,850,000	-
		野村不レジデンシャル	12	440,000	5,280,000	-
		産業ファンド投資法人	28	272,500	7,630,000	-
		日本ビルファンド	68	842,000	57,256,000	-
		ジャパンリアルエステイト	58	773,000	44,834,000	-
		日本リテールファンド	47	494,000	23,218,000	-
		オリックス不動産投資	34	469,000	15,946,000	-
		日本プライムリアルティ	70	221,500	15,505,000	-
		プレミアム投資法人	20	388,000	7,760,000	-
		東急リアル・エステート	17	506,000	8,602,000	-
		グローバル・ワン不動産	16	711,000	11,376,000	-
		野村不動産オフィスF	29	640,000	18,560,000	-
		ユナイテッドアーバン投資	25	511,000	12,775,000	-
		森トラスト総合リート	10	742,000	7,420,000	-
		フロンティア不動産投資	23	679,000	15,617,000	-
		日本ロジスティクスF	16	683,000	10,928,000	-
		福岡リート	16	505,000	8,080,000	-
		ケネディクス不動産	27	346,000	9,342,000	-
		ラサールJ P 投資法人	35	148,000	5,180,000	-
		D A オフィス投資法人	44	290,000	12,760,000	-
		阪急リート	11	428,000	4,708,000	-
		アドバンス・レジ投資	19	381,000	7,239,000	-
		ジャパン・ホテル&リゾート	46	130,000	5,980,000	-
		トップリート	16	409,000	6,544,000	-
		ピ・ライフ投資法人	7	391,000	2,737,000	-
		ジャパンエクセレント投資	16	464,000	7,424,000	-
	ファンド計	銘柄数：28			354,787,000	-

損保ジャパン - ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンドの状況

(１) 貸借対照表

区分	(平成21年9月14日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	8,617,323
コール・ローン	7,426,425
投資証券	629,754,518
派生商品評価勘定	2,518
未収入金	4,610,390
未収配当金	1,718,654
その他未収収益	12,018
流動資産合計	652,141,846
資産合計	652,141,846
負債の部	
流動負債	
未払金	3,166,295
流動負債合計	3,166,295
負債合計	3,166,295
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	1,386,177,380
剰余金	
欠損金	737,201,829
純資産合計	648,975,551
負債・純資産合計	652,141,846

「損保ジャパン - ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド」は、平成19年9月18日に信託契約を締結し、平成22年3月15日に第3期決算を行います。上の表は、平成21年9月14日現在における同マザーファンドの状況です。（同マザーファンドの計算期間は「損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド」の計算期間とは異なります。）

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成21年 3 月27日 至 平成21年 9 月14日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法による時価法によっております。
3．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
4．費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
6．その他	当計算期間は期末が休日のため平成21年 3 月27日から平成21年 9 月14日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	（平成21年 9 月14日現在）
1．計算期間末日における受益権の総数	1,386,177,380口
2．投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 737,201,829円
3．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.4682円 (1万口当たり純資産額 4,682円)

（関連当事者との取引に関する注記）

（平成21年 9 月14日現在）
該当事項はございません。

（その他の注記）

	自 平成21年 3 月27日 至 平成21年 9 月14日
開示対象ファンドの期首における当該マザーファンドの元本額	1,421,733,165円
同期中における追加設定元本額	12,933,191円
同期中における解約元本額	48,488,976円
同期末における元本の内訳*	
ファンド名	
損保ジャパン - ハイトマン・グローバルREITファンド	1,383,587,670円
損保ジャパン・グローバルREITファンド	2,589,710円
（合計）	1,386,177,380円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券関係）

（自平成21年 3 月27日 至平成21年 9 月14日）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
投資証券	629,754,518	144,700,580
合計	629,754,518	144,700,580

（デリバティブ取引等関係）
取引の状況に関する事項

自 平成21年 3月27日

至 平成21年 9月14日

1．取引の内容、利用目的及び取引に対する取組方針

当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、外貨の送回金を目的とする他、将来の為替変動リスクの回避目的に利用する場合もあります。但し投機的な取引は行わない方針であります。

2．取引に係るリスクの内容

当投資信託の利用している為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しておりますが、これらのデリバティブ取引は当投資信託の保有現物資産に係る市場リスクを効果的に減殺しております。また、当投資信託が利用する市場取引以外の取引については、取引相手先の倒産等による契約不履行に係るリスク（信用リスク）を有しております。ただし、取引の相手方は国際的に優良な金融機関であり、当該デリバティブ取引に係る信用リスクは限定的であると認識しております。

3．取引に係るリスクの管理体制

デリバティブ取引の執行は、取引権限及び取引限度額を定めた取引管理規程にしたがいファンドマネージャーが運用計画書を策定し、決裁担当者の承認を得た上でトレーディング部門が行っております。また、当該デリバティブ取引のリスクについては、トレーディング部門から独立した部署がデリバティブ取引の結果やポジション（ヘッジ比率等）を把握しており、ファンドの投資方針、取引限度額などに照らして管理しております。

4．取引の時価等に関する事項についての補足説明

「取引の時価等に関する事項」に記載された契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量や信用リスク量を表すものではありません。

取引の時価等に関する事項
(通貨関連)

(平成21年9月14日現在)				
種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 ユーロ 買建 アメリカ・ドル	782,323	-	782,263	60
	782,323	-	784,781	2,458
合計	1,564,646	-	1,567,044	2,518

(注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
計算期間末日において予約為替の受渡日（以下、「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該予約為替は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
（イ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
（ロ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

() 株式

該当事項はございません。

() 株式以外の有価証券
次表の通りです。

平成21年9月14日現在

種類	通貨	銘柄	口数	評価単価	評価金額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	4,700	24.92	117,124.00	-
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	2,670	68.30	182,361.00	-
		BOSTON PROPERTIES INC	1,475	63.34	93,426.50	-
		CAMDEN PROPERTY TRUST	1,200	37.54	45,048.00	-
		CORPORATE OFFICE PROPERTIES	4,200	36.18	151,956.00	-
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	6,000	7.26	43,560.00	-
		DIGITAL REALTY TRUST INC	4,400	43.80	192,720.00	-
		EASTGROUP PROPERTIES INC	2,300	38.24	87,952.00	-
		ENTERTAINMENT PROPERTIES TR	1,600	32.29	51,664.00	-
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	2,600	42.51	110,526.00	-
		EQUITY RESIDENTIAL	3,000	29.15	87,450.00	-
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,050	74.89	78,634.50	-
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	2,300	61.41	141,243.00	-
		HRPT PROPERTIES TRUST	6,500	6.94	45,110.00	-
		HCP INC	5,335	28.06	149,700.10	-
		HEALTH CARE REIT INC	5,000	41.28	206,400.00	-
		HOME PROPERTIES INC	1,100	38.84	42,724.00	-
		HOSPITALITY PROPERTIES TRUST	3,100	18.97	58,807.00	-
		HOST HOTELS & RESORTS INC	4,900	10.55	51,695.00	-
		LASALLE HOTEL PROPERTIES	2,700	18.02	48,654.00	-
		MACK-CALI REALTY CORP	4,700	33.40	156,980.00	-
		NATIONAL RETAIL PROPERTIES	5,400	20.43	110,322.00	-
		NATIONWIDE HEALTH PPTYS INC	2,900	30.77	89,233.00	-
		PS BUSINESS PARKS INC/CA	1,650	50.98	84,117.00	-
		PROLOGIS	9,000	11.67	105,030.00	-
		PUBLIC STORAGE	2,905	69.89	203,030.45	-
		REGENCY CENTERS CORP	2,800	37.14	103,992.00	-
		SIMON PROPERTY GROUP INC	5,687	67.33	382,905.71	-
		TANGER FACTORY OUTLET CENTER	3,100	37.23	115,413.00	-
		VENTAS INC	3,500	37.50	131,250.00	-
		VORNADO REALTY TRUST	1,865	60.02	111,937.30	-
		WASHINGTON REAL ESTATE INV	3,000	26.97	80,910.00	-
	小計（アメリカ・ドル）	銘柄数：32			3,661,875.56	-
					(331,875,782円)	-
	イギリス・ポンド	BRITISH LAND CO PLC	12,800	5.02	64,256.00	-
		DERWENT LONDON PLC	4,800	12.15	58,320.00	-
		HAMMERSON PLC	24,300	4.27	103,736.70	-
		SHAFTESBURY PLC	15,754	3.64	57,344.56	-

種類	通貨	銘柄	口数	評価単価	評価金額	備考
		LAND SECURITIES GROUP PLC	17,200	6.53	112,316.00	-
	小計（イギリス・ポンド）	銘柄数：5			395,973.26	-
					(59,649,412円)	-
	オーストラリア・ドル	COMMONWEALTH PROPERTY OFFICE	36,400	0.91	32,942.00	-
		MIRVAC GROUP	47,455	1.56	74,029.80	-
		CFS RETAIL PROPERTY TRUST	95,300	1.91	181,546.50	-
		GPT GROUP	199,600	0.61	120,758.00	-
		MACQUARIE OFFICE TRUST	93,000	0.29	26,970.00	-
		STOCKLAND	32,520	3.86	125,527.20	-
		WESTFIELD GROUP	46,000	13.06	600,760.00	-
		DEXUS PROPERTY GROUP	209,500	0.74	155,030.00	-
	小計（オーストラリア・ドル）	銘柄数：8			1,317,563.50	-
					(102,335,157円)	-
	カナダ・ドル	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	1,800	37.83	68,094.00	-
		CAN REAL ESTATE INVEST TRUST	2,400	25.93	62,232.00	-
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	2,200	17.25	37,950.00	-
	小計（カナダ・ドル）	銘柄数：3			168,276.00	-
					(14,064,508円)	-
	シンガポール・ドル	CAPITAMALL TRUST	52,270	1.76	91,995.20	-
		ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	70,833	1.72	121,832.76	-
		CAPITACOMMERCIAL TRUST	94,000	1.00	94,000.00	-
		STARHILL GLOBAL REIT	72,000	0.55	39,240.00	-
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	28,700	1.17	33,579.00	-
		CAPITARETAIL CHINA TRUST	31,000	1.25	38,750.00	-
	小計（シンガポール・ドル）	銘柄数：6			419,396.96	-
					(26,665,258円)	-
	ニュージーランド・ドル	KIWI INCOME PROPERTY TRUST	48,000	1.02	48,960.00	-
	小計（ニュージーランド・ドル）	銘柄数：1			48,960.00	-
					(3,104,064円)	-
	ユーロ	BEFIMMO S.C.A.	925	63.75	58,968.75	-
		CORIO NV	2,545	43.26	110,096.70	-
		UNIBAIL-RODAMCO SE	2,147	144.35	309,919.45	-
		SILIC	850	84.50	71,825.00	-
		FONCIERE DES REGIONS	500	73.90	36,950.00	-
		EUROBANK PROPERTIES REAL EST	4,397	7.79	34,252.63	-
	小計（ユーロ）	銘柄数：6			622,012.53	-
					(81,925,270円)	-
	香港・ドル	LINK REIT	42,700	16.98	725,046.00	-
		CHAMPION REIT	47,000	3.02	141,940.00	-
	小計（香港・ドル）	銘柄数：2			866,986.00	-
					(10,135,067円)	-
	ファンド計	銘柄数：63			(629,754,518円)	-

（注1）通貨種類ごとの小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。

（注2）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率 (%)	合計額に対する比率 (%)
アメリカ・ドル	投資証券 32銘柄	51.14	52.70
イギリス・ポンド	投資証券 5銘柄	9.19	9.47
オーストラリア・ドル	投資証券 8銘柄	15.77	16.25
カナダ・ドル	投資証券 3銘柄	2.17	2.23
シンガポール・ドル	投資証券 6銘柄	4.11	4.23
ニュージーランド・ドル	投資証券 1銘柄	0.48	0.49
ユーロ	投資証券 6銘柄	12.62	13.01
香港・ドル	投資証券 2銘柄	1.56	1.61
合計	63銘柄	97.04	100.00

（注1）組入投資証券時価比率は各通貨ごとの組入時価の純資産に対する比率です。

（注2）合計額に対する比率は、外貨建有価証券の時価総額に対する外貨毎の種類別の有価証券の時価の比率です。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記事項（デリバティブ取引等関係）において表示した表は、「投資信託財産計算規則」附属明細表別紙様式第1号第3デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表に求められている項目（記載上の注意を含む。）を満たしているため、省略いたします。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年10月9日現在

資産総額（円）	1,382,973
負債総額（円）	1,435
純資産総額（ - ）（円）	1,381,538
発行済数量（口）	1,000,000
1単位当り純資産額（ / ）（円）	1.3815

<参 考>

純資産額計算書

損保ジャパンJ-REITマザーファンド

平成21年10月9日現在

資産総額（円）	349,833,290
負債総額（円）	0
純資産総額（ - ）（円）	349,833,290
発行済数量（口）	496,417,587
1単位当り純資産額（ / ）（円）	0.7047

損保ジャパン-ハイトマン・グローバルREITマザーファンド

平成21年10月9日現在

資産総額（円）	676,411,596
負債総額（円）	12,191,368
純資産総額（ - ）（円）	664,220,228
発行済数量（口）	1,386,157,319
1単位当り純資産額（ / ）（円）	0.4792

第5【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日（平成21年3月27日）から第2期末（平成21年9月14日）までの設定及び解約の実績は次のとおりです。

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,000,000	0
第2期	0	0

（注1）設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

（注2）本邦外における設定及び解約はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額	1,200百万円
会社が発行する株式の総数	23,440株
発行済株式総数	9,860株

最近5年間における主な資本金の額の増減 該当事項はありません。

（2）会社の機構（本書提出日現在）

会社の意思決定機構

定款に基づき3名以上20名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権を行使することができる株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席して、その過半数によって決し、累積投票によらないものとします。

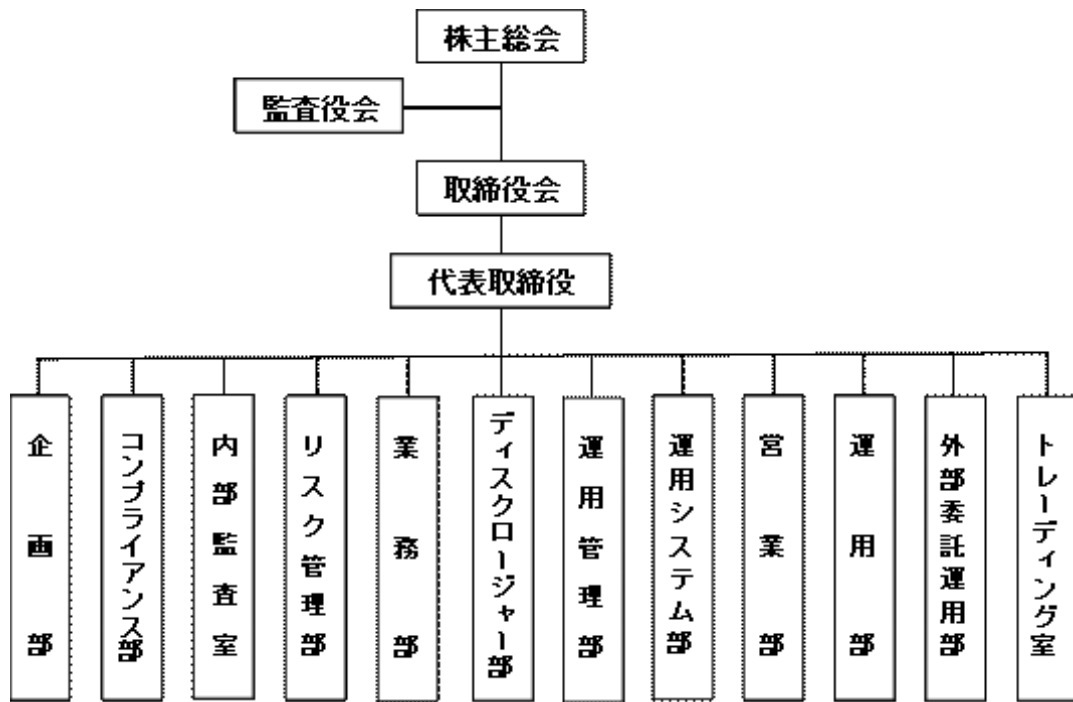
取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。補欠により就任した取締役の任期は、前任取締役の残任期間までとし、増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とします。

取締役会は、取締役中より代表取締役を選任します。また、取締役の中から会長、社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができます。

取締役会は、取締役社長が召集し、議長となります。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は開催日の少なくとも3日前にこれを発します。ただし、緊急の必要のあるときはこの限りではありません。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

組織及び業務

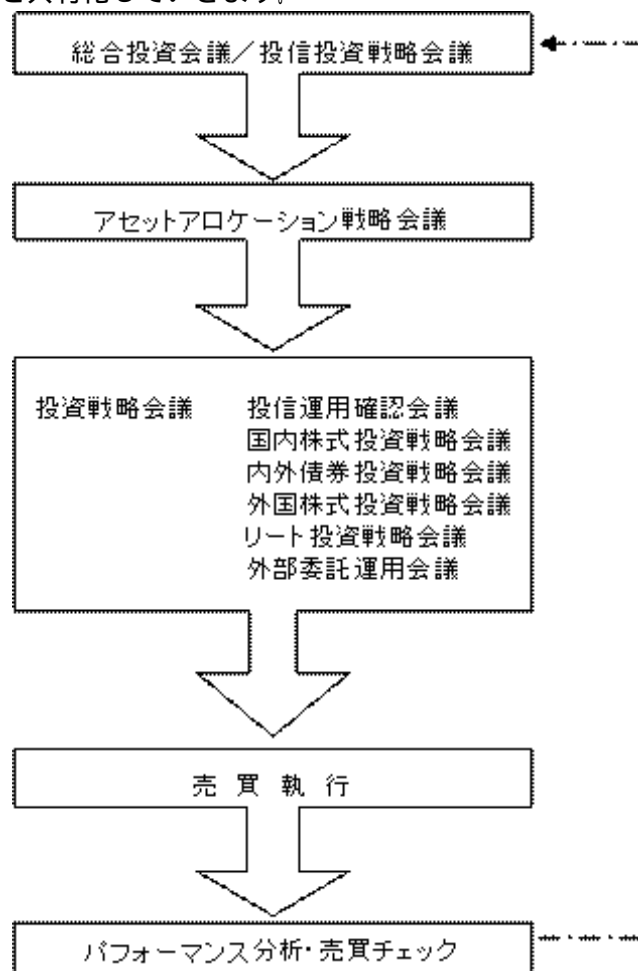


部 署	主な業務内容
企画部	経営戦略・計画の立案 投資顧問業務に係わる行政対応 投資信託の商品企画・立案 投資信託業務に係わる行政対応
コンプライアンス部	法令・規則等の遵守に関する態勢の構築、管理、教育、研修、審査 法務に係わる調査、研究 法的事項に関する相談、助言
内部監査室	内部監査の計画立案、実施、調書作成、結果報告 問題点の是正勧告と改善状況の検証
リスク管理部	会社業務が内包する各種リスクの統合管理 各種リスク管理体制整備の企画・立案 リスク管理手法等の研究、開発、情報収集
業務部	決算に係わる事項 人事制度の立案 総務・庶務に係わる企画立案、管理及び指導
ディスクロージャー部	投資信託の法定開示に係る事項 投資信託の適時開示に係る事項 投資顧問契約等の作成に係る事項
運用管理部	投資一任契約に基づく有価証券売買に係わる約定成立後の事務処理 投資信託委託業務における有価証券売買に係わる約定成立後の事務処理 投資信託の計理に係わる事項 投資信託の販売管理に係わる事務処理 投資信託受益証券の管理に係わる事項 投資信託直販に係わる事務処理
運用システム部	運用システムの企画、開発及び保守 社内システム推進に係わる企画事項 システム関連機器の発注及び管理 その他システム関連事項
営業部	投資顧問の営業に係わる事項 投資信託の営業に係わる事項 営業活動に伴う広告宣伝に係わる事項
運用部	資産運用方針及び資産配分計画の立案、実行及び管理（外部委託運用部所管業務を除く。以下同じ。） 投資理論及び運用手法の調査、研究及び開発 産業及び企業の調査・分析 投資信託の運用方針の企画・立案 投資信託の運用の実行 投資信託の運用成果の評価・分析・検討
外部委託運用部	外部委託先への委託運用の方針及び計画の立案、実行及び管理 外部委託先への運用の指図（売買を含む。） 外部委託ファンドの顧客毎の運用計画及び売買計画の企画・立案、審査、調整 外部委託ファンドの投資信託の運用方針の企画・立案、実行 外部委託ファンドに関わるプレゼンテーション資料の企画、作成
トレーディング室	有価証券の売買計画案及び売買手法の策定、選択及び調整に係わる事項 有価証券の売買執行 最良執行（取引証券会社等の選定基準等を含む）に係わる企画・立案、分析、評価及び管理 執行コストの分析及び手数料管理

投資運用の意思決定機構

総合投資会議において受託資産に係る全社的な基本運用方針の決定と評価を行います。信託財産に係る基本運用方針については、投信投資戦略会議および総合投資会議で決定されます。

資産配分はアセット・アロケーション戦略会議において決定されます。銘柄選定は、モデル等を利用した定量的な分析に、定性的な判断を加えて投信運用会議にて基本方針が決定されます。銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値（本源的価値）を有しており、市場価格はこの投資価値に近づく。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。そのために独自の資産評価モデルを保有・活用し、投資顧問部門と同じ運用手法で行うファンドについては投資戦略会議において投資戦略を共有化していきます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成21年9月末現在、計57本（追加型株式投資信託52本、単位型株式投資信託4本、単位型公社債投資信託1本）であり、その純資産総額の合計は202,101百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）の財務諸表については新日本監査法人により監査を受け、当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の財務諸表については新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 （平成20年３月31日現在）		当事業年度 （平成21年３月31日現在）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（資産の部）					
流動資産					
１ 現金			492		-
２ 預金			1,253,774		-
３ 現金・預金			-		1,010,747
４ 前払費用			28,684		30,785
５ 未収還付法人税等			-		92,266
６ 未収委託者報酬			609,500		402,926
７ 未収運用受託報酬	* 2		227,864		127,905
８ 未収収益			1,309		118
９ 繰延税金資産			56,285		-
10 その他			151		798
流動資産合計			2,178,063		1,665,549
固定資産					
１ 有形固定資産					
（１）建物	* 1		14,753		8,502
（２）器具備品	* 1		18,954		29,642
（３）建設仮勘定			-		799
有形固定資産合計			33,707		38,943
２ 無形固定資産					
（１）電話加入権			4,535		4,535
無形固定資産合計			4,535		4,535
３ 投資その他の資産					
（１）投資有価証券			18,267		20,632
（２）長期差入保証金			78,467		78,467
（３）繰延税金資産			38,244		-
（４）その他			20		24
投資その他の資産合計			134,999		99,124
固定資産合計			173,242		142,603
資産合計			2,351,305		1,808,152

		前事業年度 （平成20年 3 月31日現在）		当事業年度 （平成21年 3 月31日現在）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（負債の部）					
流動負債					
1 預り金			1,098		5,566
2 未払金					
（1）未払手数料	* 2	250,513		176,259	
（2）その他未払金	* 2	104,246	354,760	72,625	248,885
3 未払費用	* 2		135,795		95,983
4 未払消費税等			21,370		-
5 未払法人税等			75,110		3,042
6 賞与引当金			77,397		83,517
流動負債合計			665,532		436,995
固定負債					
1 退職給付引当金			12,527		16,450
固定負債合計			12,527		16,450
負債合計			678,059		453,445
（純資産の部）					
株主資本					
1 資本金			1,200,000		1,200,000
2 資本剰余金					
（1）資本準備金			202,677		202,677
資本剰余金合計			202,677		202,677
3 利益剰余金					
（1）利益準備金			32,416		33,895
（2）その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			238,141		81,748
利益剰余金合計			270,557		47,853
株主資本合計			1,673,235		1,354,824
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			10		117
評価・換算差額等合計			10		117
純資産合計			1,673,245		1,354,706
負債・純資産合計			2,351,305		1,808,152

（２）【損益計算書】

		前事業年度 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日		当事業年度 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
1 委託者報酬		2,770,246		2,162,148	
2 運用受託報酬	* 1	1,117,214		867,930	
3 募集販売手数料		-	3,887,461	2,363	3,032,441
営業費用					
1 支払手数料	* 1	1,215,870		968,261	
2 広告宣伝費		28,142		14,880	
3 公告費		565		1,150	
4 受益証券発行費		150		-	
5 調査費		809,162		681,697	
（１）調査費	* 1	294,863		308,676	
（２）委託調査費	* 1	512,142		369,130	
（３）図書費		2,156		3,889	
6 営業雑経費		141,097		136,659	
（１）通信費		16,549		17,184	
（２）印刷費		118,427		112,550	
（３）諸会費		6,120	2,194,987	6,924	1,802,648
一般管理費					
1 給料		797,423		864,587	
（１）役員報酬	* 2	29,600		28,399	
（２）給料・手当		593,666		655,000	
（３）賞与		174,157		181,186	
2 福利厚生費		91,055		101,200	
3 交際費		2,744		2,243	
4 寄付金		331		100	
5 旅費交通費		15,874		19,467	
6 法人事業税		8,839		6,314	
7 租税公課		1,758		1,869	
8 不動産賃借料		157,251		157,251	
9 退職給付費用		8,690		15,030	
10 賞与引当金繰入		77,397		83,517	

		前事業年度 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日		当事業年度 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
11 固定資産減価償却費		6,284		11,004	
12 諸経費	* 1	156,210	1,323,862	173,778	1,436,366
営業利益又は営業損失（ ）			368,610		206,573
営業外収益					
1 受取配当金		90		180	
2 受取利息		2,995		2,773	
3 為替差益		315		53	
4 雑益		309	3,710	133	3,140
営業外費用					
1 有価証券償還損		-		16	
2 雑損		76	76	33	50
経常利益又は経常損失（ ）			372,244		203,482
特別利益		-	-	-	-
特別損失					
1 固定資産除却損	* 3	338		288	
2 臨時償却費	* 4	-	338	4,171	4,460
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）			371,906		207,943
法人税、住民税及び事業税			164,741		1,140
法人税等還付金			10,437		-
法人税等調整額			9,242		94,537
当期純利益又は当期純損失（ ）			226,844		303,620

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	当事業年度 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,200,000	1,200,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	202,677	202,677
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	202,677	202,677
資本剰余金合計		
前期末残高	202,677	202,677
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	202,677	202,677
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	3,822	32,416
当期変動額		
剰余金の配当	28,594	1,479
当期変動額合計	28,594	1,479
当期末残高	32,416	33,895
繰越利益剰余金		
前期末残高	325,830	238,141
当期変動額		
剰余金の配当	314,534	16,269
当期純利益又は当期純損失（ ）	226,844	303,620
当期変動額合計	87,689	319,889
当期末残高	238,141	81,748
利益剰余金合計		
前期末残高	329,652	270,557
当期変動額		
剰余金の配当	285,940	14,790
当期純利益又は当期純損失（ ）	226,844	303,620
当期変動額合計	59,095	318,410
当期末残高	270,557	47,853

	前事業年度 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	当事業年度 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
株主資本合計		
前期末残高	1,732,330	1,673,235
当期変動額		
剰余金の配当	285,940	14,790
当期純利益又は当期純損失（ ）	226,844	303,620
当期変動額合計	59,095	318,410
当期末残高	1,673,235	1,354,824
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	7	10
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	18	127
当期変動額合計	18	127
当期末残高	10	117
評価・換算差額等合計		
前期末残高	7	10
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	18	127
当期変動額合計	18	127
当期末残高	10	117
純資産合計		
前期末残高	1,732,322	1,673,245
当期変動額		
剰余金の配当	285,940	14,790
当期純利益又は当期純損失（ ）	226,844	303,620
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	18	127
当期変動額合計	59,077	318,538
当期末残高	1,673,245	1,354,706

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)								
1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法より算定）によっております。 (2) その他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table data-bbox="236 862 606 940"> <tr> <td>建物</td><td>8 ～ 15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>5 ～ 20年</td></tr> </table> （会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3月30日 法律第 6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3月30日 政令第83号）。以下、同じ。）に伴い、当事業年度より、平成19年 4月 1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ86千円減少しております。 （追加情報） 法人税法の改正に伴い、平成19年 3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の 5 %に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の 5 %相当額と備忘価額との差額を 5 年間にわたり均等償却し、減価償却に含めて計上しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ306千円減少しております。	建物	8 ～ 15年	器具備品	5 ～ 20年	1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 同左 (2) 同左 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table data-bbox="896 862 1267 940"> <tr> <td>建物</td><td>3 ～ 13年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3 ～ 20年</td></tr> </table>	建物	3 ～ 13年	器具備品	3 ～ 20年
建物	8 ～ 15年								
器具備品	5 ～ 20年								
建物	3 ～ 13年								
器具備品	3 ～ 20年								

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 4．引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。	(2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 3 月 31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成 5 年 6 月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年 3 月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成 6 年 1 月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年 3 月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左 4．引当金の計上基準 (1) 同左

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法によっております。 5．リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 6．消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。	(2) 同左 5．リース取引の処理方法 ----- 6．消費税等の会計処理方法 同左

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(貸借対照表) 前事業年度まで、流動資産の「未収収益」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る未収収益は、当事業年度より「未収運用受託報酬」として区分掲記することと致しました。 なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」の金額は255,130千円であります。 (損益計算書) 前事業年度まで、「投資顧問料」と表示されていたものは、当事業年度より「運用受託報酬」と表示しております。 前事業年度まで、「法人税等」と表示されていたものは、当事業年度より「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。	-----

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 62,484千円	建物 68,735千円
器具備品 38,352千円	器具備品 38,609千円
* 2. 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記されているもののほか、各科目に含まれているものは次のとおりであります。	* 2. 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記されているもののほか、各科目に含まれているものは次のとおりであります。
未収運用受託報酬 506千円	未収運用受託報酬 298千円
未払手数料 3,755千円	未払手数料 2,249千円
未払費用 15,000千円	その他未払金 15,064千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
* 1. このうち関係会社との取引高は次のとおりであります。	* 1. このうち関係会社との取引高は次のとおりであります。
運用受託報酬 26,353千円	運用受託報酬 17,251千円
支払手数料 17,226千円	支払手数料 12,613千円
調査費 1,658千円	調査費 1,650千円
委託調査費 30,000千円	委託調査費 30,000千円
諸経費 472千円	諸経費 477千円
* 2. 役員報酬の限度額は次のとおりであります。	* 2. 役員報酬の限度額は次のとおりであります。
取締役 年額 200,000千円以内	取締役 年額 200,000千円以内
監査役 年額 50,000千円以内	監査役 年額 50,000千円以内
* 3. 固定資産除却損は、器具備品338千円であります。	* 3. 固定資産除却損は、器具備品288千円であります。
	* 4. 臨時償却費は、現在入居している大手町 フィナンシャルセンターの再開発に伴い賃 貸借契約が2010年8月までとなっているた め、既存の建物附属設備の耐用年数を見直 したことによるものであります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	9,860株	-	-	9,860株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

・普通株式の配当に関する事項

配当の原資	繰越利益剰余金
配当の総額	285,940,000円
1株当たりの配当額	29,000円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成20年6月25日開催の定時株主総会において、次の通り決定しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当の原資	繰越利益剰余金
配当の総額	14,790,000円
1株当たりの配当額	1,500円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	9,860株	-	-	9,860株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

・普通株式の配当に関する事項

配当の原資	繰越利益剰余金
配当の総額	14,790,000円
1株当たりの配当額	1,500円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日

(2) 当事業年度に係る定時株主総会の決議により行う剰余金の配当は予定しておりません。

（リース取引関係）

前事業年度 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）				当事業年度 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品であります。			
	取得価額 相当額 （千円）	減価償却 累計額相当額 （千円）	期末残高 相当額 （千円）	(2) リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。			
器具備品	32,762	11,025	21,736	なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
合計	32,762	11,025	21,736				
(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額							
1年内				6,150千円			
1年超				16,194千円			
合計				22,344千円			
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失							
支払リース料				7,887千円			
減価償却費相当額				7,089千円			
支払利息相当額				1,052千円			
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。							
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 （減損損失について） リース資産に配分された減損損失はありません。							

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 （減損損失について） リース資産に配分された減損損失はありません。

（有価証券関係）

前事業年度（平成20年 3月31日現在）

- 1．売買目的有価証券
該当事項はありません。
- 2．満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
- 3．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

4．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	2,000	2,027	27
	小 計	2,000	2,027	27
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	500	490	9
	小 計	500	490	9
合計		2,500	2,517	17

- 5．当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

6．時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券	15,750千円

7．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額
該当事項はありません。

当事業年度（平成21年 3 月31日現在）

- 1．売買目的有価証券
該当事項はありません。
- 2．満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
- 3．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

4．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	1,000	1,005	5
	小 計	1,000	1,005	5
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	4,000	3,876	123
	小 計	4,000	3,876	123
合計		5,000	4,882	117

5．当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

6．時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券	15,750千円

7．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)																
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>12,527千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>12,527千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等</td><td>8,690千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>8,690千円</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。 5. 当社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。	退職給付債務	12,527千円	退職給付引当金	12,527千円	勤務費用等	8,690千円	退職給付費用	8,690千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>16,450千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>16,450千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等</td><td>15,030千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>15,030千円</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左 5. 同左	退職給付債務	16,450千円	退職給付引当金	16,450千円	勤務費用等	15,030千円	退職給付費用	15,030千円
退職給付債務	12,527千円																
退職給付引当金	12,527千円																
勤務費用等	8,690千円																
退職給付費用	8,690千円																
退職給付債務	16,450千円																
退職給付引当金	16,450千円																
勤務費用等	15,030千円																
退職給付費用	15,030千円																

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成20年3月31日現在）	当事業年度 （平成21年3月31日現在）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
（単位：千円）	（単位：千円）
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア損金算入限度超過額	繰越欠損金
賞与引当金	ソフトウェア損金算入限度超過額
未払事業税否認	賞与引当金
繰延資産償却超過額	退職給付引当金
退職給付引当金	繰延資産償却超過額
未払費用否認	未払費用否認
未払事業所税否認	未払事業税否認
その他	未払事業所税否認
繰延税金資産合計	その他
	繰延税金資産小計
繰延税金負債	評価性引当額
その他有価証券評価差額金	繰延税金資産合計
繰延税金負債合計	
	繰延税金負債
繰延税金資産の純額	その他有価証券評価差額金
	繰延税金負債合計
	繰延税金資産の純額
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	当期は税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

（単位：千円、千米ドル）

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 （被所有） 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社	(株)損害保険 ジャパン	東京都 新宿区	70,000,000	損害保険業	（被所有） 直接70%	転籍1名 出向3名	1．投資顧問契 約に基づく資 産運用の助言 及び一任（注 1）	運用受託報 酬の受取り	26,353	未収運用 受託報酬	506
							2．投資信託に 係る事務代行 の委託等（注 2）	投信代行手 数料の支払 い	17,226	未払 手数料	3,755
							3．保険契約 （注3）	保険料の支 払い	472	-	-
							4．LANの利用 （注4）	LAN利用料 の支払い	1,658	-	-
その他の 関係会社	The TCW Group, Inc.	米国 カリフォルニア州	US\$179,841	資産運用会 社(持ち株会 社)	（被所有） 直接30%	兼任1名	株式投資に関 する情報提供契 約（注5）	情報料の支 払い	30,000	未払費用	15,000

注1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

（注2）代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（注3）保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

（注4）LAN利用料の支払いについては両社が合意した合理的に妥当と考えられる条件によっております。

（注5）情報料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

役員及び個人主要株主等との取引はありません。

(3) 子会社等

子会社等との取引はありません。

(4) 兄弟会社等

(単位：千円、千米ドル)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	損保ジャパンひまわり生命保険㈱	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注1）	運用受託報酬の受取り	140,616	未収運用受託報酬	75,491
							2. 団体定期保険の契約（注2）	生命保険料の支払い	561	-	-
親会社の子会社	損保ジャパンDC証券㈱	東京都新宿区	11,500,000	確定拠出年金業	-	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の助言（注3）	投資顧問料の支払い	22,749	未払費用	5,714
							2. 投資信託に係る事務代行の委託等（注4）	投信代行手数料の支払い	224,055	未払手数料	49,010
その他の関係会社の子会社	TCW Investment Management Company	米国カリフォルニア州	US\$25	投資顧問業及び投資信託委託業	-	兼任1名	投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注3）	投資顧問料の支払い	112,751	未払費用	11,934

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

（注2）生命保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

（注3）投資顧問料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（注4）代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追記情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

（単位：千円、千米ドル）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 （被所有） 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱損害保険 ジャパン	東京都 新宿区	70,000,000	損害保険業	（被所有） 直接70%	1. 投資顧問契約に基づく 資産運用の助言及び一任 （注1）	運用受託報酬の受取り	17,251	未収運用 受託報酬	298
						2. 投資信託に係る事務代 行の委託等（注2）	投信代行手数料の支払い	12,613	未払 手数料	2,249
						3. 保険契約（注3）	保険料の支払い	477	-	-
						4. LANの利用（注4）	LAN利用料の支払い	1,650	-	-
その他の 関係会社	The TCW Group, Inc.	米国 カリフォルニア州	US\$195,200	資産運用会社 （持ち株会社）	（被所有） 直接30%	株式投資に関する情報提供 契約（注5）	情報料の支払い	30,000	その他 未払金	15,000

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

（注2）代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（注3）保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

（注4）LAN利用料の支払いについては両社が合意した合理的に妥当と考えられる条件によっております。

（注5）情報料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（2）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

子会社及び関連会社等との取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円、千米ドル)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンひまわり生命保険(株)	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の一任(注1) 2. 団体定期保険の契約(注2)	運用受託報酬の受取り 生命保険料の支払い	141,585 607	未収運用受託報酬 -	73,611 -
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券(株)	東京都新宿区	11,500,000	確定拠出年金業	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の助言(注3) 2. 投資信託に係る事務代行の委託等(注4)	投資顧問料の支払い 投信代行手数料の支払い	25,908 196,474	未払費用 未払手数料	4,980 37,347
その他の関係会社の子会社	TCW Investment Management Company	米国カリフォルニア州	US\$25	投資顧問業及び投資信託委託業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任(注3)	投資顧問料の支払い	68,649	未払費用	6,965

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

(注2) 生命保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

(注3) 投資顧問料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(注4) 代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

(株)損害保険ジャパン（東京証券取引所・大阪証券取引所・名古屋証券取引所・福岡証券取引所・札幌証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
1株当たり純資産額 169,700.38円 1株当たり当期純利益金額 23,006.57円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	1株当たり純資産額 137,394.21円 1株当たり当期純損失金額（ ） 30,793.19円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額（ ）については、潜在株式が存在しないため記 載してありません。

（注）1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（ ）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	226,844	303,620
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	226,844	303,620
期中平均株式数（株）	9,860	9,860

（重要な後発事象）

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
-----	平成21年 4 月28日、当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに解約代金に係わる和解あっせんの申立てがなされました。当社は本申立てに対して、あっせん手続きの中で紛争解決に向けて協議を行っております。 なお、申立書によると、当該関係者による請求額は本申立時点で約12億7,000万円であります。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

平成21年4月28日、当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに解約代金に係わる和解あっせんの申立てがなされました。当社は本申立てに対して、あっせん手続きの中で紛争解決に向けて協議を行っております。なお、申立書によると、当該関係者による請求額は本申立時点で約12億7,000万円であります。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

資本金の額

247,231百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

名称

ハイトマン・リアルエスレート・セキュリティーズ・エルエルシー
(HEITMAN REAL ESTATE SECURITIES LLC)

資本金の額

4,220,944米ドル（平成21年6月末現在）
（405百万円、1米ドル＝96.01円換算）

事業の内容

ハイトマン・グループ（Heitman LLC）は米国、欧州を中心に不動産関連資産の運用に特化した投資顧問会社です。1966年の設立以来、世界の洗練された投資家のニーズに対応し、実物不動産や不動産証券（リート）、不動産デットへの投資サービスを提供しています。

ハイトマン・リアルエスレート・セキュリティーズ・エルエルシー（Heitman Real Estate Securities LLC）は、ハイトマン・グループにおいて不動産証券運用に特化した会社で、1989年の米国リート運用開始以来、不動産関連の長い経験を持つ運用メンバーが、各銘柄のファンダメンタル分析を重視し、銘柄評価、銘柄選定、ポートフォリオマネジメントを行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付

等を行います。

（２）販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払等を行います。

（３）投資顧問会社

委託会社より当ファンドの主要投資対象の１つである「損保ジャパン・ハイトマン・グローバルＲＥＩＴマザーファンド」の不動産投資信託証券の運用指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

３【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

（３）投資顧問会社

該当事項はありません。

第 3 【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第 1 項各号に掲げる書類は、下記のとおり提出しております。

平成21年 6 月22日	臨時報告書
--------------	-------

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月26日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満雄 印

業務執行社員 公認会計士 臼倉 健司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年10月23日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている損保ジャパン・グローバルREITファンドの平成21年3月27日から平成21年9月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・グローバルREITファンドの平成21年9月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満雄 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 臼倉 健司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、平成21年4月28日、会社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに和解あっせんの申立てがなされた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。